

正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案概要

目的

現下の経済状況において、労働者の正規労働者^(※1)としての雇用に伴う社会保険料^(※2)に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から 5 年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図ること。

(※1) 正規労働者：期間の定めのない労働契約を締結している労働者（派遣労働者を除く。）であって 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される他の労働者に比して短くないもの

(※2) 社会保険料：健康保険法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、厚生年金保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法等による保険料、掛金等

正規労働者雇入臨時助成金の支給

○対象となる中小企業者（＝対象中小企業者）

本法の施行日から 5 年以内に新たに労働者（いわゆる転職者は除く。）を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者（雇入れ前一年以内に事業主都合による離職者がいる中小企業者等を除く。）

○正規労働者雇入臨時助成金の額

一月につき、対象中小企業者が労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額のうち当該対象中小企業者が負担すべき額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を基本とした額

○正規労働者雇入臨時助成金の支給期間

対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入月の翌月から 10 年間（それより前に当該労働者が離職をしたときは、離職月の翌月までの間）を基本とした期間

○独立行政法人中小企業基盤整備機構への事務の委託

正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に行わせること。

施行期日

本法は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。